

無効又は失格となる入札について

都留市訓令第9号「入札心得」の規定に該当する場合のほか、入札公告又は指名通知（以下「入札公告等」という。）であらかじめ指定した事項に違反した入札は、その理由に関らず無効又は失格となります。

つきましては、入札に参加する前に入札心得、入札公告等に記載されている入札無効に係る事項を確認してください。

下記に、入札無効又は失格となる事例を列挙したので参考にしてください。

一般競争入札（総合評価方式競争入札）における事例

◎無効となる入札

1 入札参加資格に関するもの

(1) 入札参加資格のない者がした入札

2 入札書の提出方法に関するもの

(1) 同一の入札参加者が同一案件で2通以上提出した場合

(2) 宣誓書又は見積内訳書等入札公告で提出を求めた書類を提出しない場合

(3) 虚偽の入札参加資格審査書類及び技術資料等を提出した場合

3 入札書の記載に関するもの

(1) 入札書の記載内容等が次のいずれかに該当する場合

(ア) 記載事項の全部又は一部が鉛筆書きされている場合

(イ) 商号又は名称、代表者氏名のいずれかが欠けている、又は不明確な場合

(ウ) 記載すべき事項（工事番号、工事名及び工事場所等）の全部又は一部の記載がない入札

(エ) 記載すべき事項（工事番号、工事名及び工事場所等）のいずれかが入札公告の表記内容と一致しない場合（誤字、脱字等が軽微なものであり、かつ、対象工事等の特定が明確であると入札執行者が判断した場合を除く。）

(オ) 入札者印の押印がない、又は入札者印の印影が不明瞭である場合

(2) 上記（1）に記載した事項のほか、入札書の記載内容が次のいずれかに該当する場合

(ア) 入札金額の頭に「¥」マークの記載がない場合

(イ) 入札金額の記載がない、入札金額を訂正した、又は入札金額が判読できない場合

(ウ) 記載されている開札日の日付が入札公告に示す開札日の日付と異なる、又は日付の記載がない場合

4 その他無効となる入札

- (1) 談合の事実が確認された場合の入札又は談合の事実が確認されなかった場合であっても、談合の疑いが払拭できないとされた場合の入札
- (2) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律その他の法令の規定に抵触する行為を行った者のした入札
- (3) 明らかに不正によると認められる場合

◎失格となる入札

- (1) 最低制限価格を定めた入札において、入札金額が最低制限価格を下回る入札
- (2) 予定価格の事前公表を行った入札において、入札金額が予定価格の制限の範囲を超える入札
- (3) 事前に配置予定技術者の提示を求めている入札において、当該入札の配置予定現場代理人が、既に落札した工事の配置予定技術者と同一人物であるなどの理由により、市が求めている現場代理人の常駐義務を果たすことができないと認められる入札
- (4) 事前に配置予定技術者の提示を求めている入札において、当該入札の配置予定主任技術者又は配置予定監理技術者が、建設業法で規定する技術者専任義務を果たすことができない恐れがあると入札執行者が判断した入札無効となる入札及び入札書について

指名競争入札における事例

◎無効となる入札

- 1 入札参加資格に関するもの
 - (1) 入札参加資格のない者がした入札
- 2 入札書の提出方法に関するもの
 - (1) 指名通知であらかじめ入札書の様式を指定している場合において、指定した様式以外の入札書を提出した場合
 - (2) 入札書を郵便により提出した場合
 - (3) 入札者本人以外が入札した場合（入札者本人が作成した委任状を提出した代理人による入札（以下「代理人入札」という。）の場合を除く。）
 - (4) 指名通知に記載した所定の日時、場所に入札者本人又は代理人が出席していない場合
 - (5) 代理人入札を行う場合において、委任状の確認を受けない者が入札した場合
 - (6) 入札者が外の入札参加者の代理人となり入札した場合
 - (7) 代理人入札における代理人が当該入札において、複数の入札参加者の代理人となり入札した場合

- (8) 同一の入札参加者が同一案件で2通以上提出した場合において、その前後を判別することができない場合又は後から提出した入札

3 入札書及び委任状の記載に関するもの

- (1) 入札書及び委任状の記載内容等が次のいずれかに該当する場合

- ①記載事項の全部又は一部が鉛筆書きされている場合
- ②商号又は名称若しくは代表者氏名のいずれかが欠けている、又は不明確な場合
- ③記載すべき事項（工事番号、工事名及び工事場所等）の全部又は一部の記載がない入札
- ④記載すべき事項（工事番号、工事名及び工事場所等）の記載内容が指名通知の表記内容と一致しない場合（誤字、脱字等が軽微なものであり、かつ、対象工事等の特定が明確であると入札執行者が判断した場合を除く。）
- ④入札書及び委任状において、記載されている入札日の日付が指名通知に示す入札執行日の日付と異なる、又は日付の記載がない場合

- (2) 入札書の記載内容が次のいずれかに該当する場合

- ①入札金額の頭に「¥」マークの記載がない場合
- ②入札金額の記載がない、入札金額を訂正した、又は入札金額が判読できない場合
- ③代理人入札において、代理人氏名と委任状に記載されている代理人の氏名が一致していない場合又は代理人氏名の記入がない場合
- ④入札者印（代理人入札の場合は代理人印）の押印がない、又は入札者印（代理人印）の押印が不明瞭である場合

- (3) 代理人入札時に提出する委任状の記載内容等が次のいずれかに該当する場合

- ①委任者（代表者）印の押印がない、又は委任者（代表者）の印影が不明瞭な場合
- ②受任者（代理人）印の押印がない、又は受任者（代理人）の印影が不明瞭な場合
- ③委任状に押印されている代理人印と入札書に押印されている代理人印が一致していない
- ④代理人に委任する権限の記載がない、又は委任する権限が不明確な場合

4 その他無効となる入札

- (1) 談合の事実が確認された場合の入札又は談合の事実が確認されなかった場合であっても、談合の疑いが払拭できないとされた場合の入札
- (2) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律その他の法令の規定に抵触する行為を行った者のした入札
- (3) 明らかに不正によると認められる場合